○国土交通省告示第千百十八号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年十一月十九日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　黒井産業株式会社
二　主たる事務所の所在地
　宮城県仙台市宮城野区日の出町二丁目一番十三号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千百十九号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年十一月十九日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　黒井産業株式会社
二　主たる事務所の所在地
　宮城県仙台市宮城野区日の出町二丁目一番十三号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千百二十号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年十一月十九日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　神姫バス株式会社
二　主たる事務所の所在地
　兵庫県姫路市御国野町国分寺三十九
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅱ（旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅱをいう。）

○国土交通省告示第千百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　有島の小川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地
　鹿児島県鹿児島市東俣町
　三八八四番三から三八八四番一二まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　鹿児島県鹿児島市東俣町
　三八八七番四地先道路敷　一号
　三八八六番四　二号
　三八八四番三　三号
　三八八四番一二　四号
　三八八五番二　五号
　三八八五番四地先道路敷　六号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　神明谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県日置市東市来町長里
　字神明谷　三二九五番地先水路敷　一号及び十号
　三二九二番一　二号
　三二九三番　三号
　三二九一番二　四号
　三三〇四番一　八号
　三三〇七番　九号
　三二七五番　五号
　字前田
　字梨木谷　三三三三番二　六号及び七号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　白木川内第二支渓
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県出水市上大川内
　字梨子ヶ迫　五〇一八番一　一号
　五〇二二番三地先道路敷　二号
　五〇二二番二　三号及び七号
　五〇二一番六　四号及び五号
　五〇二二番二地先河川敷　六号
　五〇二一番五　八号及び九号
　五〇二一番一　十号から十三号まで
　五〇三三番地先道路敷　十四号
　五〇二〇番　十五号から十八号まで
　五〇一八番二　十九号から二十三号まで
　五〇一八番二地先道路敷　二十四号及び二十五号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下立石第一小川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県熊毛郡南種子町西之
　字大路中ノ　三二八七番五地先道路敷　一号
　三二八二番　二号
　三二八四番一　三号
　三二八一番一　四号
　三二七四番　五号
　三二八〇番二　六号
　字岩タキ
　三三一一番三地先道路敷　七号から九号まで
　三三一一番四地先道路敷　十号及び十一号
　三三一一番四　十二号及び十三号
　字六郎畑　三二〇五番二　十四号
　三二〇五番二地先道路敷　十五号
　五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中島川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線（標柱六号と七号については、平成二十四年国土交通省告示第千四百二十号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県奄美市名瀬大字浦上
　字前勝　八〇六番　一号から三号まで
　八〇七番一　四号及び五号
　八〇九番三　六号
　八五九番　七号
　八六一番一　八号及び九号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱十号から二十号までを順次結んだ線及び標柱十号と二十号を平成二十四年国土交通省告示第千四百二十号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県奄美市名瀬大字浦上
　字前勝　八一四番二　十号から十二号まで及び十六号
　八一四番四　十三号から十五号まで
　八三六番　十七号
　八三七番　十八号
　八四〇番一　十九号
　八四一番一　二十号